

次の年齢の方は、町が実施する胃がん・大腸がん・肺がん 子宮がん・乳がん検診を無料で受診できます

下記年齢に該当する方々に、町で行う胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がん検診を1回に限り無料で受診できるクーポン券を配布しています。クーポン券に同封された受診案内をご確認のうえ、忘れずに受診しましょう。

クーポン券は町の集団検診で利用できます。ただし、職場検診(職域の人間ドックを含む)を受けられる方は、本事業によるがん検診ではなく、保険者等による検診の受診を優先してください。

子宮がんと乳がんの無料クーポン券対象の方へ

子宮がんと乳がんのクーポン券は、医療機関でがん検診を受診する際も利用することができます。

平成29年12月28日(木)までの間に1回に限り無料で受診できます。

受診する医療機関の予約等については、クーポンに同封のお知らせをご覧ください。

■「がん検診無料クーポン券」配布対象者

検診項目	生年月日	対象年齢 (年度内年齢)
胃がん検診	昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	41歳
	昭和46年4月2日～昭和47年4月1日	46歳
	昭和41年4月2日～昭和42年4月1日	51歳
	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	53歳
	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	55歳
	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	57歳
	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	59歳
大腸がん検診	昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	41歳
	昭和46年4月2日～昭和47年4月1日	46歳
	昭和37年4月2日～昭和42年4月1日	51歳～55歳
肺がん検診	昭和27年4月2日～昭和32年4月1日	61歳～65歳
乳がん検診	昭和47年4月2日～昭和52年4月1日	41歳～45歳
子宮がん検診	平成8年4月2日～平成9年4月1日	21歳
	昭和57年4月2日～昭和62年4月1日	31歳～35歳
	昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	41歳

※年齢は平成30年4月1日を基準日としています。

※クーポン券は「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業(国)」 「がん検診受診率向上支援事業(県・町)」に基づき交付しています。

各種検診・クーポン券などに関するお問い合わせ ● 美郷町保健センター ☎ 0187(84)4900

協会けんぽの保険加入者の扶養親族の方へ

全国健康保険協会(協会けんぽ)の加入者の扶養家族の方も、美郷町の早朝総合健診や各種がん検診を受診することができます。

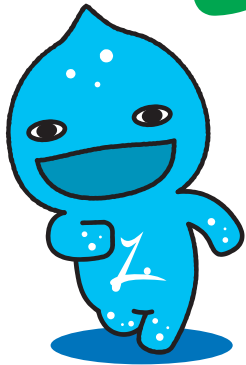
対象者 ● 協会けんぽの被扶養者のうち、40歳から74歳の方

持ち物 ● 協会けんぽが発行する特定健康診査受診券、保険料
金 ● 自己負担が掛かりますので、協会けんぽにご確認ください。

その他 ● 採尿容器をお渡ししますので、事前に美郷町保健センターにお知らせください。

問 ● 全国健康保険協会(協会けんぽ) 秋田支部 保健グループ ☎ 018(883)1893

ぐっと楽運動教室に 参加しませんか?



「ぐっと楽運動教室」は、自分の健康は自分で守る“セルフケア”を目標に開催しています。肩や腰が痛くて悩んでいる方、体を動かしたいけど何から始めたらいいのかわからないという方など、どんな理由の方でも気軽に参加できる教室です。今年度は体調改善を中心とした「Aコース」と、体力向上を目指す「Bコース」の2コースを開催します。この機会に自分の身体を見直し、心とからだのメンテナンス方法を学んでみませんか?

開催期間 ● 4月11日(火)～平成30年3月中旬
開催時間 ● 午前：午前10時～午前11時30分
 午後：午後1時30分～午後3時
会場 ● 美郷町住民活動センター
内容 ● 教室には2つのコースがありますので、申込時にお選びください。
 ・Aコース(体調改善コース) ・Bコース(体力向上コース)
講師 ● 健康運動指導士 黒田 恵美子 氏
申込方法 ● 事前に電話で下記へお申込みください。

**参加料
無料**

4月から6月の開催日程

開催日	時間	開催コース
4月11日(火)	午後	B
4月12日(水)	午前	A
4月27日(木)	午前	B
	午後	A
5月11日(木)	午前	B
	午後	A
5月18日(木)	午前	B
	午後	A
5月25日(木)	午前	B
	午後	A
6月1日(木)	午前	B
	午後	A
6月8日(木)	午前	B
	午後	A
6月15日(木)	午後	A・B
6月22日(木)	午前	B
	午後	A
6月29日(木)	午前	B
	午後	A

申・問 ● 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

【不妊治療・不育症治療への助成を実施します】

少子化対策の一つとして実施し、不妊治療(一般不妊治療・特定不妊治療)および不育症治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、補助金を交付します。

◆一般不妊治療

不妊検査や人工授精等の一般的な不妊治療のことをいいます。

◆特定不妊治療

体外受精および顕微授精による治療や検査のことをいいます。この治療には、男性の精巣から精子を採取する手術等の男性不妊治療も含まれます。特定不妊治療には、町の助成制度とは別に秋田県の助成制度があります。

◆不育症

妊娠はするものの出産に結びつかない状態のことをいいます。

対象者

次のすべてに該当する方

- ①法律上の婚姻をしているご夫婦
- ②医師により不妊治療・不育症治療が必要と認められ、かつ、医療機関において不妊治療・不育症治療を受けたご夫婦
- ③美郷町の住民で、今後も在住予定のご夫婦
- ④医療保険各法(国保や社保など)の被保険者(本人や家族など)
- ⑤町税などの滞納がない方

補助額

一般不妊治療	治療1回につき10万円以内(通算5年以内)
特定不妊治療	年間10万円以内(通算5年以内)(※)
不育症治療	治療1回につき15万円以内(通算5年以内)

※特定不妊治療の秋田県からの助成額は、年間60万円程度(条件により、額が変動します。通算5年以内)です。

申・問 ● 美郷町保健センター ☎0187(84)4900